



令和7年11月7日
国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所

「除雪出動式」を開催します

～冬期の安全、安心な交通の確保を目指して～

甲府河川国道事務所では、本格的な冬の到来を控え、冬期の安全・安心な交通の確保と除雪作業時の交通安全を祈願し、道の駅なるさわ第1駐車場にて「除雪出動式」を開催します。

○除雪出動式

《 日 時 》 令和7年11月13日（木）10時00分～10時20分

《 場 所 》 道の駅なるさわ第1駐車場（別紙1参照）

《 除雪車両 》 除雪グレーダ、ロータリ除雪車、凍結防止剤散布車

《出席予定者》 甲府河川国道事務所、鳴沢村、富士吉田警察署、中日本高速道路株式会社、
笛吹農業協同組合、道路維持作業者

《 実 施 内 容 》 安全祈願、除雪作業者による安全宣言、除雪車出動

《当日の取材について》

マスコミ関係者で取材を希望される方は、11月12日（水）

15：00までに別紙2より事前登録をお願いします。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 山梨県政記者クラブ

<問い合わせ先>

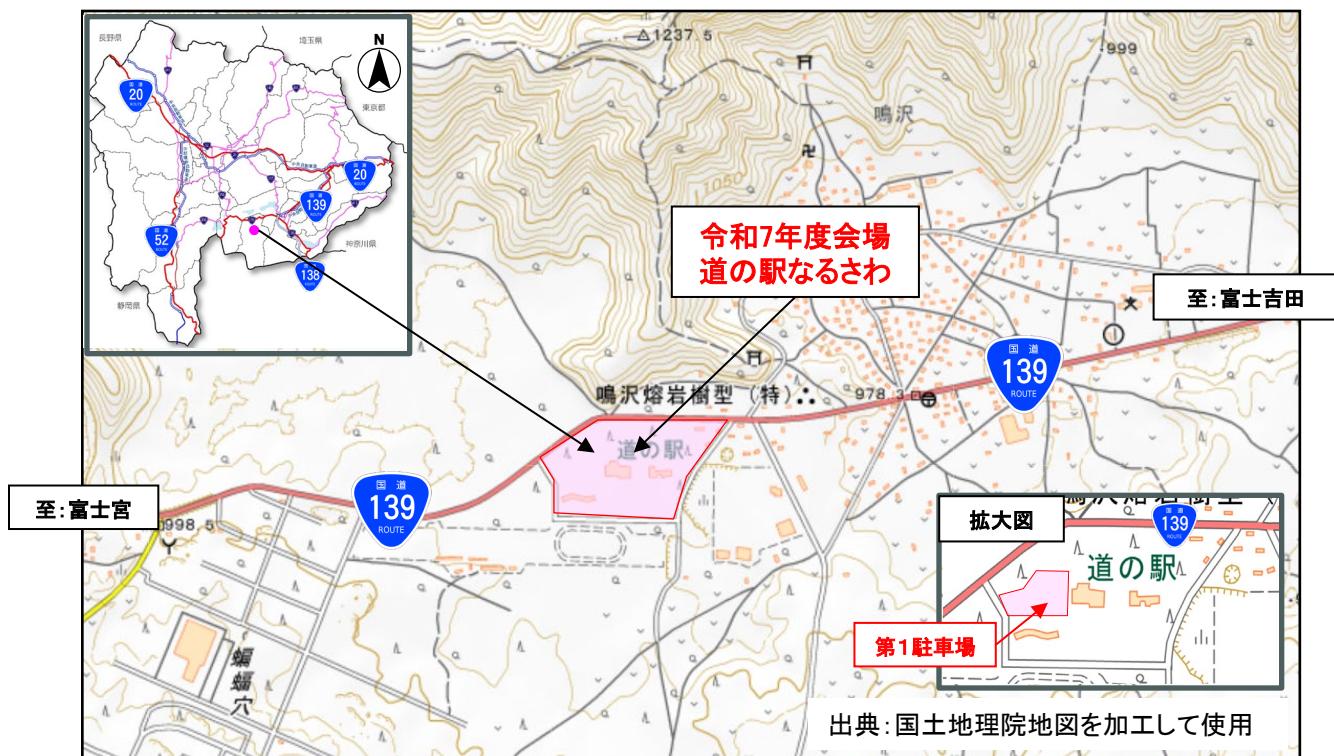
関東地方整備局 甲府河川国道事務所

電話：055-252-5491（代表） メールアドレス：ktr-koho-koufu@mlit.go.jp

副所長（道路） 下平（しもだいら）

道路管理第二課 課長 山本（やまもと）

道の駅なるさわ 会場案内図



除雪車両の紹介（会場に展示）



除雪グレーダ

主に新雪を路肩にかき寄せ、車道を確認する目的で使用する除雪車両です。



ロータリ除雪車

除雪グレーダによって路肩に寄せられた雪を取り除く目的で使用する除雪車両です。



凍結防止剤散布車

凍結防止剤を散布することで路面の凍結を防ぎ、安全な走行を確保する目的で使用する除雪車両です。

冬用タイヤの着用について（お知らせ）

冬用タイヤ、タイヤチェーン早期装着にご協力をお願いします。



スタック車両による交通渋滞状況

例年、急勾配、カーブ箇所等において、立ち往生する車両が見受けられます。

車両がスタック(※)すると、後続車が通行できなくなるとともに、除雪作業の支障となるため、多くの皆様にご迷惑をかけてしまいます。「通行止め」になるおそれもありますので、滑り止め対策を確実に実施されるようお願いいたします。

※スタックとは、車両が雪やぬかるみにはまり立ち往生すること。

取材登録書

期限 : 11月12日(水) 15:00まで

11月13日(木)の除雪出動式の取材をご希望の報道機関におかれましては、事前に登録をお願いします。

1. 報道機関名

2. 氏名等

氏名 (代表者のみ)	連絡先 (携帯電話等)	参加人数	車両台数	備考

※氏名は代表者の方、人数は代表者を含めた数をお書きください。

※取材時には警備の都合上、必ず本人確認が可能な腕章等を着用いただくようお願いします。着用がない場合は、取材をご遠慮いただく場合があります。

※連絡先は、当日連絡可能な連絡先を記入してください。会議の中止・遅延等がある場合に連絡をさせていただきます。

※当日は、9:50までに来場願います。

※会場では、担当者の指示に従ってください。

3. 送付先 メールアドレス:ktr-koho-koufu@milit.go.jp

4. 問合せ先 国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所
道路管理第二課 根岸
電話 055-252-5491 (代表)

大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行規制区間

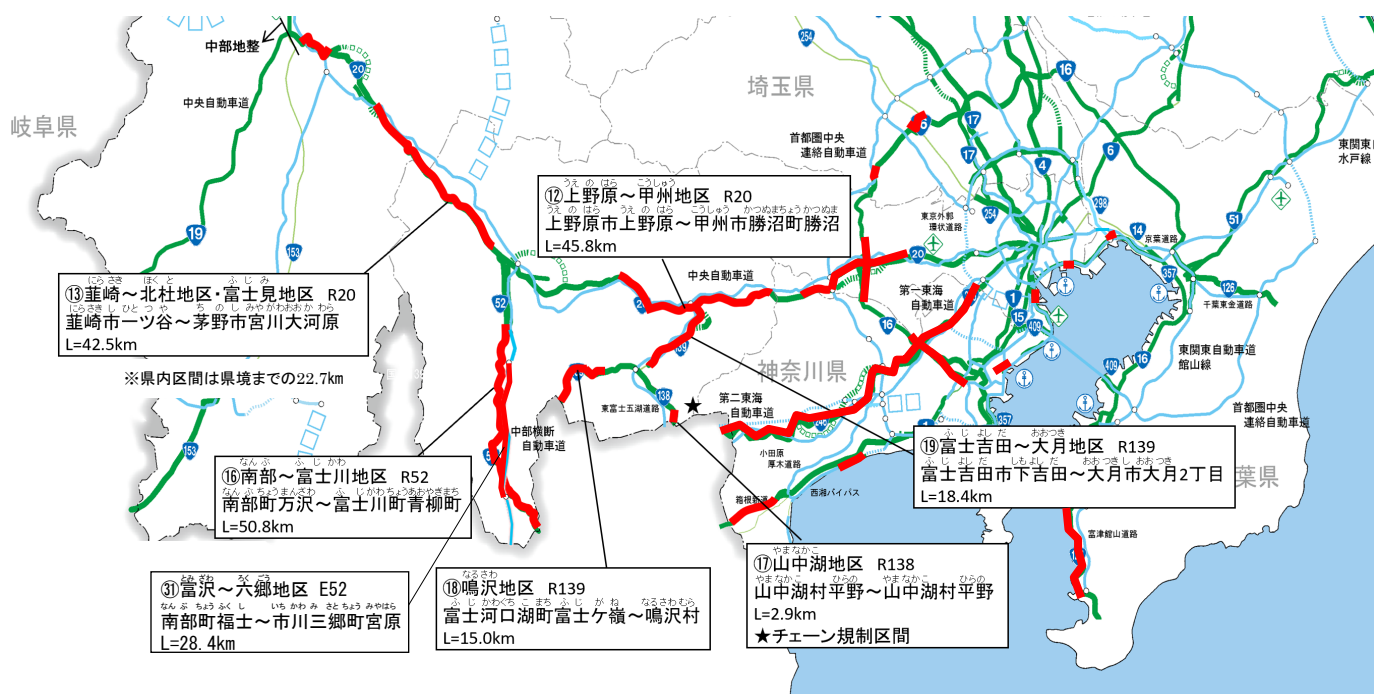
予防的通行規制区間とは、国が管理する道路において大雪時に大型車等が立ち往生しやすい場所(急な上り坂等)をあらかじめを選定し、除雪を優先して集中的かつ効率的に行う区間をいい、山梨県内には7区間(約184km)が設定されています。

また、短期間で集中的な大雪が降る場合は、広範囲での通行止めや並行する高速道路との同時通行止めを行い、広域迂回をお願いする可能性があります。

○大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行規制区間表

路線名	箇所名	予防的通行規制区間		
		起点	終点	延長(km)
国道20号	上野原～甲州地区	上野原市 上野原	甲州市 勝沼町勝沼	45.8
国道20号	韮崎～ 北杜地区・富士見地区	韮崎市 一ツ谷	茅野市 宮川大河原	22.7 (山梨県内分)
国道52号	南部～富士川地区	南部町 万沢	富士川町 青柳町	50.8
国道138号	山中湖地区	山中湖村 平野	山中湖村 平野	2.9
国道139号	鳴沢地区	富士河口湖町 富士ヶ嶺	鳴沢村	15.0
国道139号	富士吉田～大月地区	富士吉田市 下吉田	大月市 大月2丁目	18.4
E52 中部横断自動車道	富沢～六郷地区	南部町 福士	市川三郷町 宮原	28.4

○大雪時における山梨県内・近隣の予防的通行規制区間図



※○番号は関東地方整備局の通し番号です。

異例の大雪時には チェーン規制 を行います。

山梨・静岡県内は
2区間が対象



設置される規制標識

平成30年12月より新たに「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識が定められました。下記区間には、チェーン規制時にこの標識が設置されます。

山梨・静岡県内のチェーン規制の対象区間



「大雪特別警報」や「大雪に関する緊急発表」が行われるような異例の大雪発生時は、降雪や交通状況に応じて「チェーン規制」を行います。「チェーン規制」を実施した場合は、チェーンを装着していない車両は通行できなくなります。



チェーン規制時は、冬用タイヤのみでは走行できません。
ご理解とご協力をお願いいたします。



E20 中央道
須玉IC～長坂IC(8.7km)



国道138号 山中湖・須走
山梨県山中湖村平野～
静岡県小山町
須走字御登口(8.2km)

<国道138号について>
国土交通省

関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課 TEL.055-252-5491

中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 TEL.055-934-2017

<中央道について>

中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客様センター

TEL.0120-922-229 (フリーダイヤル)
TEL.052-223-0333